

ブロック塀等撤去費補助事業

平成 30 年 6 月の大阪北部地震では、ブロック塀等の倒壊により、人命の被害が生じました。本町でも南海トラフ地震の際の被害が心配されることから、ブロック塀等の撤去を促進するため、その撤去費用の一部を補助する事業を行います。

(平成 30 年 10 月 1 日開始)

1 対象となるブロック塀等 (全てに該当するもの)

- ・ コンクリートブロック、レンガ等の組積造の塀
- ・ 道路側の高さが 1 m 以上
- ・ 敷地側の高さが 60cm 以上

2 対象となる工事

東郷町内の道路に面するブロック塀の撤去工事
※同時に道路に面しないブロック塀等を撤去する場合は、これを含むことができる場合があります。

3 補助金の額

- ①ブロック塀等の撤去に要する費用 (見積もり金額)
- ②延長 1 m 当たり 1 万円
→①か②のいずれか少ない額の 2 分の 1
- ※ 1 上限は、20 万円で 1,000 円未満切り捨て
- ※ 2 道路が通学路の場合は、補助率 5 分の 3
- ※ 3 金額の計算は、事前の確認をお願いします。

<注意事項>

- ・ 交付決定前に契約、工事をした場合は、補助金を受けられません。
- ・ 建築物の解体に伴う撤去、撤去後のブロック塀等を販売する目的の撤去、撤去後に新たに別のブロック塀等を設置する場合等は、対象外です。
- ・ 原則として、敷地内全部のブロック塀等を撤去することが必要です。
- ・ 補助金を受けられるのは、1 敷地につき 1 回限りです。

問い合わせ先 東郷町役場都市計画課建築係
0561-56-0747 (ダイヤルイン)

<ブロック塀等補助金の手続の流れ>

